

こどもエコすまい支援事業について

【制度の目的】

こどもエコすまい支援事業は、エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能（ZEHレベル）を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る事業です。

【補助対象事業のタイプ】

（1）注文住宅の新築

住宅取得者となる子育て世帯又は若者夫婦世帯が、自ら居住することを目的に新たに発注する住宅の建築。

（2）新築分譲住宅の購入

住宅取得者となる子育て世帯又は若者夫婦世帯が、自ら居住することを目的に購入する新築住宅の購入。

（3）リフォーム

住宅取得者等が工事施工業者に工事を発注して実施するリフォーム工事。

【補助対象期間】

（1）注文住宅の新築

以下の期間内に基礎工事より後の工程の工事に着手するものを対象とします。ただし、申請時に工事が一定以上の出来高に達しているとともに、別途定める期間内に申請、完了報告が可能なものに限りします。

令和4年11月8日（令和4年度補正予算（第2号）案閣議決定日）以降に基礎工事より後の工程の工事に着手するものを対象とします。

（2）新築分譲住宅の購入

以下の期間内に基礎工事より後の工程の工事に着手するものを対象とします。ただし、申請時に工事が一定以上の出来高に達しているとともに、別途定める期間内に申請、完了報告が可能なものに限りします。

令和4年11月8日（令和4年度補正予算（第2号）案閣議決定日）以降に基礎工事より後の工程の工事への着手するものを対象とします。

（3）リフォーム

以下の期間内に工事を行うものを対象とします。ただし、別途定める期間内に申請が可能なものに限りします。

令和4年11月8日（令和4年度補正予算（第2号）案閣議決定日）以降に工事に着手するものを対象とします。

【対象住宅の性能・延べ面積等】

(1) 注文住宅の新築

以下の①～④の全ての要件に該当する住宅を対象とします。なお、申請する際には、①に該当することについて、登録住宅性能評価機関等の第三者機関による証明書等が必要となります。

- ①強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有するもの。
- ②住戸の延べ面積が50㎡以上（床面積は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積（吹き抜け、バルコニー及びメーターボックスの部分を除く。）により算定します。なお、住戸内に階段が存在する場合、階段下のトイレ及び収納等の面積を含める。）のもの。
- ③土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域に立地しないもの
- ④都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表がされていないもの。

(2) 新築分譲住宅の購入

(1)の要件に該当する住宅を対象とします。なお、申請する際には、①に該当することについて、登録住宅性能評価機関等の第三者機関による証明書等が必要となります。

(3) リフォーム

次の①～⑧に該当するリフォーム工事等を対象とします。ただし、次の①～③のいずれかに該当するリフォーム工事を含んでいることが必要であるほか、原則として1申請当たりの合計補助額が5万円未満の場合は申請できません。なお、申請する際には、対象工事に関する証明書等が必要になります。

- ①開口部の断熱改修
- ②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修
- ③エコ住宅設備の設置
- ④子育て対応改修
- ⑤防災性向上改修
- ⑥バリアフリー改修
- ⑦空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置
- ⑧リフォーム瑕疵保険等への加入

私たち「あなぶき不動産流通」は、法改正などの情報の変化にアンテナを張り、正確な情報を取り入れた上でお客様に最適なお提案が出来るよう細心の注意を払っております。愛媛県内の不動産に関するご相談等は「あなぶき不動産流通 松山店」までご連絡ください。

《情報元：国土交通省ホームページ》